

第 9 号議案

長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年長岡京市条例第 33 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年長岡京市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第7条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、可能な限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第8条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第7条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、可能な限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第8条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p>

改正後	改正前
<p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たったの留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 【略】</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員</u>（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対</p>	<p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 【略】</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第16条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員の総数</u>に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対</p>

改正後	改正前
<p>下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第25条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>(準用)</p> <p>第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第21条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第22条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第25条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。